

「山口市発注の工事における技術者の配置等について」(No.91)を次の新旧対照表のとおり改訂する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>p 1</b></p> <p>②監理技術者とは？（建設業法第26条第2項）</p> <p>発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が <b>4,500万円</b>（建築一式工事の場合は<b>7,000万円</b>）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。</p> <p>③主任技術者から監理技術者へ変更する場合</p> <p>当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が<b>4,500万円</b>（建築一式工事の場合は<b>7,000万円</b>）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。</p> <p><b>p 2</b></p> <p>⑤特定専門工事の主任技術者（建設業法第26条の3）</p> <p>『主任技術者の配置義務の合理化』として、令和2年10月1日から、専門工事のうち施工技術が画一的である等として政令で定める「特定専門工事」（※1）については、元請の主任技術者（※2）は、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができます。</p> <p>（※）…下請代金の合計額が<b>4,000万円</b>未満の鉄筋工事及び型枠工</p>	<p><b>p 1</b></p> <p>②監理技術者とは？（建設業法第26条第2項）</p> <p>発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が <b>4,000万円</b>（建築一式工事の場合は<b>6,000万円</b>）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。</p> <p>③主任技術者から監理技術者へ変更する場合</p> <p>当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が<b>4,000万円</b>（建築一式工事の場合は<b>6,000万円</b>）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。</p> <p><b>p 2</b></p> <p>⑤特定専門工事の主任技術者（建設業法第26条の3）</p> <p>『主任技術者の配置義務の合理化』として、令和2年10月1日から、専門工事のうち施工技術が画一的である等として政令で定める「特定専門工事」（※1）については、元請の主任技術者（※2）は、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができます。</p> <p>（※）…下請代金の合計額が<b>3,500万円</b>未満の鉄筋工事及び型枠工</p>

事です。

(※) … (省略)

**p 4**

(3) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）  
 請負金額が**4,000万円**（建築一式工事の場合は**8,000万円**）以上の  
 工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、  
 下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な  
 場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けて いる業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、 舗装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の 22業種)			
許可の種類	特定建設業		一般建 設業	特定建設業		一般建 設業	
(省略)							
工事現場の 技術者 制度	元請工事に おける 下請総額	<b>4,500万円</b> 以上 ※1	<b>4,500万 円</b> 未満 ※1	<b>4,500万 円</b> 以上は 契約でき ない※1	<b>4,500万 円</b> 以上 ※1	<b>4,500万 円</b> 未満 ※1	<b>4,500万円</b> 以上は契 約できな い ※1
	工事現場に 置くべき 技術者	監理技 術者	主任技術者		監理技 術者	主任技術者	
(省略)							
技術者の現 場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用す る施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、 請負金額が <b>4,000万円</b> (※2) 以上となる工事						
(省略)							

※1 建築一式工事の場合：**7,000万円** ※2 建築一式工事の場合：**8,000万円**

事です。

(※) … (省略)

**p 4**

(3) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）  
 請負金額が**3,500万円**（建築一式工事の場合は**7,000万円**）以上の  
 工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、  
 下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な  
 場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けて いる業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、 舗装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の 22業種)			
許可の種類	特定建設業		一般建 設業	特定建設業		一般建 設業	
(省略)							
工事現場の 技術者 制度	元請工事に おける 下請総額	<b>4,000万円</b> 以上 ※1	<b>4,000万 円</b> 未満 ※1	<b>4,000万 円</b> 以上は 契約でき ない※1	<b>4,000万 円</b> 以上 ※1	<b>4,000万 円</b> 未満 ※1	<b>4,000万円</b> 以上は契 約できな い ※1
	工事現場に 置くべき 技術者	監理技 術者	主任技術者		監理技 術者	主任技術者	
(省略)							
技術者の現 場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用す る施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、 請負金額が <b>3,500万円</b> (※2) 以上となる工事						
(省略)							

※1 建築一式工事の場合：**6,000万円** ※2 建築一式工事の場合：**7,000万円**

**p 5**

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が**4,500万円**（建築工事一式の場合は**7,000万円**）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。

**p 6**

山口市現場代理人等取扱要領

（兼務）

第4条 省略

(1) 個別要件

ア及びイ 省略

ウ 以下の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。

(イ) それぞれの契約金額が**4,000万円**（建築一式工事は**8,000万円**）未満であること。

(2) 省略

**p 5**

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、当初以外の請負契約が随意契約により締結されることで工作物に一体性が認められるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、兼務した工事の下請金額の合計が**4,000万円**（建築工事一式の場合は**6,000万円**）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者に配置技術者を変更する必要があります。

**p 6**

山口市現場代理人等取扱要領

（兼務）

第4条 省略

(1) 個別要件

ア及びイ 省略

ウ 以下の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。

(イ) それぞれの契約金額が**3,500万円**（建築一式工事は**7,000万円**）未満であること。

(2) 省略



( a と同様の改正)

( a と同様の改正)

( a と同様の改正)

**p 10**

●下請代金の総額が**4,500万円** (建築一式は**7,000万円**) 未満の場合

(省略)	① (省略) ②発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が <b>4,000万円</b> (建築一式は <b>8,000万円</b> ) 以上の場合は、主任技術者の全員が、当該工事に専任 注) 省略
------	---

●下請代金の総額が**4,500万円** (建築一式は**7,000万円**) 以上の場合

(省略)	(省略)
------	------

**p 11**

①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (3ヶ月以上の雇用関係) があり、請負金額が**4,000万円** (建築一式工事の場合は**8,000万円**) 以上の工事の場合は、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。

②入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者 (入札参加要件に特別な記載がなく、下請予定総額**4,500万円** (建築一式は**7,000万円**) 未満の場合は主任技術者) を配置予定技術者として入札参加申請すること。

( a と同様の改正)

( a と同様の改正)

( a と同様の改正)

**p 10**

●下請代金の総額が**4,000万円** (建築一式は**6,000万円**) 未満の場合

(省略)	① (省略) ②発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が <b>3,500万円</b> (建築一式は <b>7,000万円</b> ) 以上の場合は、主任技術者の全員が、当該工事に専任 注) 省略
------	---

●下請代金の総額が**4,000万円** (建築一式は**6,000万円**) 以上の場合

(省略)	(省略)
------	------

**p 11**

①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (3ヶ月以上の雇用関係) があり、請負金額が**3,500万円** (建築一式工事の場合は**7,000万円**) 以上の工事の場合は、契約期間中、本工事現場に専任で配置できる技術者であること。

②入札に参加しようとする1件の工事につき、1人の監理技術者 (入札参加要件に特別な記載がなく、下請予定総額**4,000万円** (建築一式は**6,000万円**) 未満の場合は主任技術者) を配置予定技術者として入札参加申請すること。

**p 1 6**

①工事現場の専任義務を要する工事

**4,000万円**（建築一式は**8,000万円**）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからクのいずれかに該当し、かつ、下記③の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア～ク 省略

**p 1 7**

②工事現場の専任義務を要しない工事

**4,000万円**（建築一式**8,000万円**）未満の工事については、下記③条件を満足していれば、受注者からの協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記①と同様の取扱いとします。

**p 1 9**

●建設業法施行令

第1条・第1条の2 省略

（法第3条第1項第二号の金額）

第2条 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、**4,500万円**とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、**7,000万円**とする。

**p 1 6**

①工事現場の専任義務を要する工事

**3,500万円**（建築一式は**7,000万円**）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからクのいずれかに該当し、かつ、下記③の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア～ク 省略

**p 1 7**

②工事現場の専任義務を要しない工事

**3,500万円**（建築一式**7,000万円**）未満の工事については、下記③条件を満足していれば、受注者からの協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記①と同様の取扱いとします。

**p 1 9**

●建設業法施行令

第1条・第1条の2 省略

（法第3条第1項第二号の金額）

第2条 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、**4,000万円**とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、**6,000万円**とする。

**p 20**

②一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行います。

この区分は、発注者から直接請け負う工事1件につき、**4,500万円**（建築工事業の場合は**7,000万円**）以上となる下請契約を締結するか否かで区分けされます。

具体的には次のとおりです。

(例)

発注者から直接請け負った1件の工事について、 <b>4,500万円</b> （建築工事業の場合は <b>7,000万円</b> ）以上となる下請契約を締結する場合	特定建設業の許可が必要
(省略)	(省略)

\* (省略)

発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな工事であっても、その大半を自社で直営施工するなど、下請契約の総額が**4,500万円**（建築工事業の場合は**7,000万円**）未満となることが常であれば、一般建設業の許可でも差し支えありません。

\* (省略)

**p 20**

②一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行います。

この区分は、発注者から直接請け負う工事1件につき、**4,000万円**（建築工事業の場合は**6,000万円**）以上となる下請契約を締結するか否かで区分けされます。

具体的には次のとおりです。

(例)

発注者から直接請け負った1件の工事について、 <b>4,000万円</b> （建築工事業の場合は <b>6,000万円</b> ）以上となる下請契約を締結する場合	特定建設業の許可が必要
(省略)	(省略)

\* (省略)

発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな工事であっても、その大半を自社で直営施工するなど、下請契約の総額が**4,000万円**（建築工事業の場合は**6,000万円**）未満となることが常であれば、一般建設業の許可でも差し支えありません。

\* (省略)